

葵区役所 〔他市町村からの転入〕

令和7年4月

窓口 戸籍住民課（1階）		054-221-1061
⑩	転入届の提出 ※住み始めてから14日以内に提出してください。（住み始める前では受付できません。） ※日本国外からの転入については、お問い合わせください。	【届出人】 住民異動した本人（15歳以上） 新住所の世帯主または同一世帯員 法定代理人または任意代理人 親権者（異動した人が、15歳未満のとき） ※マイナポータル等を使ってオンラインで手続した場合は窓口でお伝えください。
		【持ち物】 □ 転出証明書 ※マイナンバーカードや住民基本台帳カードによる転出届をした方は、そのカード⇒カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号が必要となります。（顔認証マイナンバーカードを除く。） □ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） □ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） カード交付時に設定した暗証番号が必要となります。（顔認証マイナンバーカードを除く。） □ 外国籍の方は、特別永住者証明書・在留カードをお持ちください。 □ 委任状（任意代理人の場合、委任者本人が記載した委任状が必要になります。） □ 成年後見人の登記事項証明書等（法定代理人の場合、その資格がわかるもの）
【その他】 ●マイナンバーカードについて（国外転出者向けマイナンバーカードも含む）		・マイナンバーカードの住所変更は、4桁の暗証番号が必要です。（顔認証マイナンバーカードを除く。）また署名用電子証明書（6桁以上16桁以下の暗証番号）を引き続き使用する場合は、原則ご本人による手続きが必要となります。 ・【下記の場合、マイナンバーカードが失効します】 ・転出予定日から30日を経過、または転入した日から14日を経過した場合 ・転入届出日から90日以内にカードの住所変更手続きをしなかった場合 ・前住所地でマイナンバーカードを申請中の方は、当市にて再申請が必要になります。 ・国外から転入した方など、一定の要件に当てはまる場合は、マイナンバーカードの特急発行（最短5日で発行）のお申込みができます。詳しくはお問い合わせください。
●公立小・中学校の児童生徒が転入した場合		戸籍住民課で転学通知書を交付しますので、新しく指定された学校で、できるだけその日のうちに転校の手続きを行ってください。（前の学校で発行された在学証明書などの書類は、転学通知書とともに転入校に提出してください。） 学区関係のお問い合わせ【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
●「国立・県立・私立」の小・中学校の児童生徒が転入した場合		戸籍住民課での転入手続きの際、「区域外就学届」をお渡ししますので、就学の承諾を証する書面（入学承諾書・在学証明書・学生証 等）のコピーとともに、郵送で教育委員会事務局児童生徒支援課あて送付してください。 区域外就学のお問い合わせ【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
●パスポートの住所に変更がある場合		緊急連絡先（パスポート最終ページ）をご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、1番窓口での手続きが必要です。
家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館 13階 054-221-1365）へお問い合わせください。		

窓口	保険年金課（1階） 1/2	保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
⑦ ⑧	転入者が国民健康保険に加入する場合	戸籍住民課に転入届を提出することにより、静岡市国民健康保険への加入となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】 □ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど） □ 転入した世帯の加入者全員の国民健康保険証またはお持ちの方は資格確認書（国民健康保険に加入している世帯の世帯主が変わる場合） □ 保険の資格を喪失した証明書（脱退連絡票など）（前住所地で市区町村の国民健康保険以外の保険に加入していた場合） □ 「旧被扶養者異動連絡票」または「特定同一世帯所属者異動連絡票（前住所地の市町村で発行を続けていた場合） □ 委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要になります。）
⑨	後期高齢者医療制度の加入者が転入した場合	戸籍住民課に転入届を提出することにより、静岡県後期高齢者医療制度への加入となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】 □ 前住所地で発行した「負担区分等証明書」（その他証明書をお持ちの方はその証明書） マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を後日郵送します。 （※令和7年8月の旧保険証有効期限切れによる一斉更新までは、経過措置としてマイナ保険証をお持ちの方にも「資格確認書」を交付します）
⑥	転入後国民年金に加入する場合（在外任意加入からの切替えを含む）	【持ち物】 □ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書）またはマイナンバーがわかるもの □ 本人確認書類（運転免許証など） □ 離職に伴う手続の場合は年金の資格を喪失した証明書（脱退連絡票など） □ 海外転入の場合は「パスポート」
（注）保険年金課に関する手続きは上記の他、次ページも確認してください。		

窓口	保険年金課（1階）2/2	保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
【年金加入者】		
●国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転入した場合		
戸籍住民課に転入届を提出することにより国民年金の住所も変更になります。また、国民年金保険料の納付書は、引き続き使用できます。 ※国民年金保険料に関することは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。		
【年金受給者】		
●老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転入した場合		
年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。		
●60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転入した場合		
ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165) ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。		

窓口	子育て支援課（2階）	給付係 054-221-1093 入園係 054-221-1095 こども家庭センター 054-221-1195
④	児童手当の受給資格者（子の親等）が転入した場合	【届出人】 子の親等（子の監護養育者） 【持ち物】 ☐ 監護養育者（両親のうち、恒常的に所得の多い方）名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） ☐ 監護養育者名義の加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ☐ 窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） ☐ 監護養育者のマイナンバー確認に必要な書類（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等） ※配偶者でもマイナンバーの記入には委任状が必要です。 ※監護養育者の配偶者及び市外で別居の児童及び算定対象となる児童の兄姉（18歳以上22歳以下）もマイナンバーの記載が必要です。 ※代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要になります。（委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます） ※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。 ※場合によって追加が必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	児童扶養手当の受給者が転入した場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ 受給者名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） ☐ 受給者、児童、同居親族のマイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード等） ☐ 受給者の身元確認書類（運転免許証等） ※場合によって追加が必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	他市町村でひとり親家庭等医療費助成を受けていた人が転入した場合	【届出人】 本人 【持ち物】 ☐ 申請者及び児童の加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ☐ 申請者名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） ☐ 申請者、児童、同居親族のマイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード等） ☐ 申請者の身元確認書類（運転免許証等） ※場合によって追加が必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	子ども医療費助成制度の対象者（0歳～18歳（18歳年度末まで）の子ども）が転入した場合	【届出人】 保護者または家族 【持ち物】 ☐ 子どもの加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ◎郵送での申請も可能です。「申請書」及び「子どもの加入医療保険情報が分かるもののコピー」を子育て支援課あてに送付してください。申請書類の確認後、受給者証を郵送します。 (※申請書は、子育て支援課又は保健福祉センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。)
	妊婦または、産後概ね56日以内の産婦が転入した場合	【届出人】 妊産婦本人 【持ち物】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 転入前の市町村で発行された妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票 【備考】（担当：こども家庭センター） 静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票への交換が必要になります。（来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。） なお、お近くの保健福祉センター（5頁参照）でも手続きができます。
⑤	市内のこども園・保育園等の利用申込（決定）をしている児童・父母等が転入した場合	【届出人】 保護者 【備考】 利用申込みに関する書類を提出していただく場合があります。 ※支給認定申請や児童・父母等のマイナンバー申告が必要です。詳しくは子育て支援課入園係へお問合せください。
	こども園・保育園等に通園（申込）している児童と同居する場合	【届出人】 保護者 【備考】 変更届を提出していただきます。詳しくは子育て支援課入園係へお問合せください。

窓口	高齢介護課（２階）	介護保険第１、第２係 ０５４-２２１-１１８０
⑩	前市区町村で要介護(要支援)認定を受けていた人、または申請中の人が転入する場合	【持ち物】 ☐ 戸籍住民課での住民異動届（転入届）の写し ☐ 前市区町村で交付された介護保険受給資格証明書（交付されている場合のみ）

窓口	障害者支援課（２階）	６ 番 ０５４-２２１-１０９９ ７ ・ ８ 番 ０５４-２２１-１５８９
⑥	身体障害者手帳をお持ちの方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 身体障害者手帳 ☐ マイナンバーがわかるもの （※作成し直す場合は、顔写真１枚（タテ４cm×ヨコ３cm）が必要）
	療育手帳をお持ちの方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 療育手帳 ☐ マイナンバーがわかるもの （※作成し直す場合は、顔写真１枚（タテ４cm×ヨコ３cm）が必要）
	重度心身障害者医療費助成金を受けている方（身体・知的）が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 身体障害者手帳または療育手帳 ☐ 申請者名義（受給者）の預金通帳（未成年の場合は保護者等可） ☐ 加入している健康保険の資格情報がわかるもの（健康保険証、マイナポータルの保険資格情報画面、資格確認書等（写し可）） ☐ 他市町村の受給者証（ある方） ☐ 住民票上の世帯全員の市民税・県民税課税（所得）証明書、または、マイナンバーがわかるもの（６５歳以上の方）
	自立支援医療（更生医療）を受けている方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 前居住地にて交付された自立支援医療受給者証 ☐ <u>マイナンバーまたは健康保険の資格情報がわかるもの（国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の場合は加入者全員分が必要です。社会保険・健康保険の場合は本人分のみですが、被扶養者の場合は被保険者分も必要です。）</u> ☐ 本人確認書類（身体障害者手帳等） ☐ 同一保険加入者全員の市民税・県民税課税（所得）証明書、または、マイナンバーがわかるもの ※事情により異なりますので、障害者支援課支援係へお問い合わせください。
	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ マイナンバーがわかるもの ☐ 障害者手帳
	心身障害者扶養共済制度に加入している方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 認印 ☐ 加入証書 ☐ 住民票（住民票は加入者、障害者、年金管理者のもの）
⑦	障害福祉サービスを受けている方が転入した場合	【届出人】 受給者、家族またはその依頼を受けた方 【持ち物】 ☐ 障害支援区分認定証明書（転入前市町村で認定を受けていた方） ☐ 本人確認書類（本人との面接が必要となります。） ☐ 世帯員の市民税課税（非課税）証明書、または、マイナンバーがわかるもの ※サービスの内容により異なりますので障害者支援課給付係へお問い合わせください。
⑧	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 前居住地で交付された精神障害者保健福祉手帳 ☐ 顔写真１枚（タテ４cm×ヨコ３cm）
	自立支援医療（精神通院）を受けている方が転入した場合	【届出人】 本人 ・ 家族 ・ 親族 【持ち物】 ☐ 前居住地にて交付された自立支援医療受給者証 ☐ マイナ保険証または資格確認書 ・ 国保（医師国保・建設国保等も含む）…加入者全員分 ・ 後期高齢…加入者全員分 ・ 社保、組合等…本人分のみ（ただし本人が被扶養者の場合は被保険者分も必要） ☐ 保険加入者全員の市民税・県民税課税（所得）証明書、または、マイナンバーがわかるもの（マイナ保険証を持参される場合には不要） ※事情により異なりますので、障害者支援課給付係へお問い合わせください。

窓口	市民税課（２階）		市税証明係 054-221-1032 軽自・諸税係 054-221-1218
②③	転入された年以前の所得が記載された証明が必要な場合	各年１月１日にお住まいだった市町村で前年一年間分の所得を証明しますので、そちらにお問い合わせください。	
②④	他市町村のナンバープレートが付いている原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーを静岡市で使用する場合	☐ 他市町村のナンバープレート ☐ 標識交付証明書（残っている場合） 【持ち物】 ☐ 旧所有者からの譲渡（販売）証明書（他市町村（旧）の所有者と新所有者が違うとき） ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	
	他市町村で廃車手続きをしてきた原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーを静岡市で使用する場合	☐ 廃車証明書（他市町村が発行した廃車済を証明するもの） ☐ 車台番号の石ずり又は写真（廃車証明書を紛失したとき） 【持ち物】 ☐ 旧所有者からの譲渡（販売）証明書（他市町村（旧）の所有者と新所有者が違うとき） ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	
【その他】 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク（125cc超～）と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 （050-5540-2050） 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 軽自動車検査協会静岡事務所 （050-3816-1776）			

窓口	固定資産税課（２階）		土地第１係 054-221-1046 家屋第１係 054-221-1047
②⑥	「静岡市に土地・家屋を所有している人」が転入した場合	【持ち物】 ☐ 静岡市の固定資産税納税通知書（転入後に土地・家屋を取得した場合は、手続の必要はありません）	
【その他】 ●電話連絡でも可能です。			

窓口	お客様サービス課（２階）		上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
②①	水道・下水道の使用を始めるとき・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	【備考】 ・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 	
	☐ 座振替納付をご利用する場合	【備考】 金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物 ☐ お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 ☐ 通帳 ☐ お届け印 ※静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。 持ち物 ☐ 対象金融機関のキャッシュカード ☐ 顔写真付きの身分証明書 ☐ 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問い合わせください。	

静岡市まちづくり公社（3階） （市営住宅）		まちづくり公社 054-221-1253
転入者が市営住宅に同居する場合	同居の承認基準がありますので3階静岡市まちづくり公社で確認してください。 持参するものはそのときに説明します。	

廃棄物対策課（13階）		浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りを新規に始める場合。 または、し尿くみ取りをしている 家庭で人数が増えた場合	【届出人】 本人又は家族（電話でも可）	

市民自治推進課（15階）		自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が 転入した場合	【備 考】 戦傷病者異動等届を提出	
	【持ち物】 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 転入したことが確認できる住民票 ☐ 他都道府県から転入の場合は写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ☐ 届出者の本人確認書類	

戸籍管理課（15階）		霊園・斎場係 054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園 利用（名義人）が転入した場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。 市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。	【持ち物】 ☐ 市営墓地利用者住所変更届出書 ☐ 新住民票 ☐ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転入した場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。 納骨堂利用者住所変更届出書をお渡しします。	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者住所変更届出書 ☐ 新住民票 ☐ 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。	

庁 舎 外

門屋浄水場内 中山間地水道課		簡易水道施設係 054-207-9470 （葵区門屋 99 門屋浄水場）
市営簡易水道の使用を始めるとき 対象区域：井川、日向、坂ノ上	【届出人】 本人又は家族（電話でも可） 【備 考】 □座振替を利用する場合は、中山間地水道課簡易水道施設係までお問い合わせください。 こちらより申し込み用紙を送付いたします。	

各保健福祉センター ※市外局番（054）	【葵 区】	城東保健福祉センター 249-3180	東部保健福祉センター 261-3311
		北部保健福祉センター 271-5131	藁科保健福祉センター 277-6712
	【駿河区】	南部保健福祉センター 285-8111	大里保健福祉センター 288-1111
		長田保健福祉センター 259-5112	
	【清水区】	清水保健福祉センター 348-7711	蒲原保健福祉センター 385-5670
妊婦または産後概ね 56 日以内 の産婦が転入した場合	【持ち物】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 転入前の市町村で発行された妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1 か月児健康診査受診票		
	【備 考】 静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1 か月児健康診査受診票への交換が必要になるため、お近くの保健福祉センターへお越しください。各区役所子育て支援課でも手続きができます。（来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。）		

こども家庭福祉課（清水庁舎9階） 各保健福祉センター		母子保健係 054-354-2647
4か月児・10 か月児の健康診査 について	●お子さんがまだ対象月齢（4か月・10か月）に達していない場合は、転入の1～2か月後に受診票を送付しますので、それを持って医療機関で受診してください。 ●前市区町村で未受診の方で、すでに対象月齢に達している、または1 か月以内に対象月齢に達する場合は、転入日の翌日以降に子ども家庭課またはお近くの保健福祉センター、あるいは各区役所子育て支援課で受診票を発行します。（母子健康手帳をご持参ください。）	

動物愛護センター	静岡市葵区産女953番地	動物愛護第1係（葵区・駿河区）054-278-6409
	静岡市清水区役所 2階	動物愛護第2係（清水区）054-354-2403
	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	蒲原支所地域振興係（清水区蒲原）054-385-7730
犬の飼い主が転入してきた場合 ※マイクロチップが装着された犬の場合は、 事前にお電話等でお問い合わせください。	【届出人】 本人又は家族 【持ち物】 ☐ 鑑札	

市立図書館各館	
図書館資料を借りたい場合 ※市外局番（054）	【届出人】 本人 ※電子申請サービスからも申請が可能です（証明書の画像の添付が必要です）
	【持ち物】 ☐ 住所、名前、生年月日が確認できる証明書（例：免許証、マイナンバーカードなど）
	【連絡先】
	中 央 図 書 館 247-6711 北 部 図 書 館 653-1817
	御 幸 町 図 書 館 251-1868 麻 機 分 館 248-5035
	藁 科 図 書 館 278-4100 美 和 分 館 296-6501
	南 部 図 書 館 288-2151 清水中央 図 書 館 354-1331
	西 奈 図 書 館 265-2556 清水興津 図 書 館 360-4311
	長 田 図 書 館 259-7878 蒲 原 図 書 館 388-3456

保健所 保健所総務課		疾病対策係 054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。（新規申請）	
	【持ち物】 ☐ 前住所地発行の特定医療費（指定難病）受給者証の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書や家族の健康保険証等が必要になる場合があります。 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
小児慢性特定疾病医療受給者が転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。（新規申請）	
	【持ち物】 ☐ 前住所地発行の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書が必要になる場合があります。詳細は担当までお問合せください。 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問い合わせください。	
自立支援医療（育成医療）受給者が転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。（新規申請）	
	【持ち物】 ●医療機関変更がない場合 ☐ 前住所地発行の自立支援医療受給者証（育成医療）の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問い合わせください。	
未熟児養育医療受給者が転入した場合	【届出人】 家族 ※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。（新規申請）	
	【持ち物】 ☐ 転入前に発行された医療券の原本または写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
被爆者健康手帳を持っている人が転入した場合	【届出人】 本人または家族	
	【持ち物】 ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 転入したことがわかる住民票 ☐ 被爆者が手当を受けている場合は手当証書 ☐ 被爆者の振込金融機関の口座番号のわかるもの	

保健所 感染症対策課		予防接種係 054-249-3173
予防接種シールについて	7歳未満のお子様には、予防接種シール交付の案内を送付します。 接種対象年齢内で未接種のものがあれば、予防接種シール交付申請の手続きをしてください。 電子申請、来庁申請でお手続きができます。詳しくは、予防接種シール交付の案内をご覧ください。	